

## 三戸町議場音響設備等改修業務委託仕様書

### 1 業務の目的・概要

本業務の目的は、新型コロナウイルス感染症流行下においても、スムーズに議会を開催し、感染防止に配慮した傍聴環境を整えるため、老朽化した三戸町議場の音響設備等の機器を更新するものであり、これに伴い機器の調達、設置、配線、設定、調整及びソフトウェアの導入並びに不要となる物品の撤去、引き取りを行うものである。

本仕様書は、本業務の基本的な業務内容について示すものであるが、この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上、当然実施しなければならないもの、また、本業務を遂行するために必要な事項は全て受託者側が考慮のうえ提案し実施するとともに、業務従事者に周知徹底しなければならない。

また、受託者の都合により業務遂行上付加すべき点及び変更すべき点があれば、町に申告し、了解を得ること。ただし、費用については受託者の負担とする。

### 2 業務内容

- (1) 必要な機器の調達及びソフトウェアの設計を行い、議場の音響システムの構築を行うこと。
- (2) 新たな音響システムの導入において不要となる既存機器の撤去、引き取りを適正に行うこと。
- (3) 音響システム等の操作において、専門知識のない職員であっても、一人で簡単に操作ができる機器及びシステムを構築すること。
- (4) 当該機器新設により構築したシステムの取り扱い説明書及び配線図等を作成し提出すること。
- (5) 当該機器新設により構築したシステムの操作説明会、リハーサル及び議場の音響システム稼働開始日には、受託者が立ち会うこと。
- (6) 議会映像の庁内放送環境を構築し、庁舎ロビー（議員控室前、住民福祉課、保健センター）で視聴できるよう設置をすること。
- (7) 議場内でのパソコンやタブレットなどの使用に備えて、各席に電源を設置すること。
- (8) 将来的にリアルタイムでのインターネット配信が可能となるよう機器を選定し、環境を整えること。

### 3 機器の調達

- (1) 調達する機器は、応募時点で製品化されていることとし、国内メーカー製を基本とする。
- (2) 別紙1に定めるソフトウェア要件及び別紙2に定める導入機器参考型番を満

たすために必要なすべての機器を選定し、調達すること。

- (3) 調達機器納入後、機器の不具合や障害等が発生した場合は、復旧に向け迅速に対応すること。

#### 4 技術的要件の概要

本調達物品に係る性能、機能及び技術等の要求要件は、別紙1に定めるソフトウェア要件及び別紙2に定める導入機器参考型番に示すとおりであるが、本構築要件に記載がなくとも、システム構築に必要な機器があれば見込むこと。

- (1) 技術的要件は全て必須の要求要件である。
- (2) 必須の要求要件は、本町が必要とする最低限の要求要件を示しており、技術審査において性能等がこれを満たしていないと判断された場合は不合格となり、プロポーザルの対象から除外する場合がある。
- (3) 提案機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、提案機器に係る仕様書及びその他の提出書類の内容を審査して行う。
- (4) 提出された機能等証明書（機器仕様書、カタログ、取扱説明書等）に虚偽の内容が認められた場合は、事前確認審査の対象から除外し、失格とする。
- (5) 仕様内容を満たしていることを、提出書類のどの部分で証明できるか、参照すべき箇所を明示すること。参照すべき箇所が仕様書、説明書、カタログなどである場合は、アンダーラインを付したり、色付けしたり、余白に大きく矢印をしたりすることによって、該当部分をわかりやすく示すこと。したがって、本仕様書の技術的要件に対して、単に「できます」、「実現します」、「可能です」などの回答の提出書類の場合、提出書類とみなさないで十分に留意すること。
- (6) 提出書類の内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。
- (7) 提出書類を審査するにあたって、資料の根拠が不明瞭であったり説明が不十分であったり、問い合わせやヒアリングに対する回答が曖昧であるなどして、技術審査等に重大な支障があると判断した場合は、要求要件を満たしていないとみなす。

#### 5 参考資料

本仕様に関する参考資料として「システム系統図（参考図）」及び「導入機器参考型番」を添付する。

また、外部大型モニター（3か所）、議会ブザー、開会中表示機など関連機器についてもシステム系統図に含めること。

#### 6 保守・保証

- (1) 保守・保証期間

本システムの調整不良及び故障で、受託者の責任とみなされるものについては、受託者は直ちに無償修理、又は代替品を設置するものとする。また、保証期間を過ぎたものであっても、受託者の責任に帰する場合は、無償修理を行うものとする。

なお、本仕様の無償の保守・保証期間と、無償期間経過後の保守については、別途提案すること。

(2) 障害発生時対応

機器やシステムに障害が発生したときの対応体制を提案すること。

7 工事等

- (1) 配線ルート等の工事にあたっては、町と協議のうえ実施し、意匠的に極力目立たないように考慮すること。
- (2) 機器等の設定時には、職員立会いのもとで動作確認を行うこと。
- (3) 設置・配線等に伴い、床のカーペット等をはがした場合、作業終了後、できる限り原状に復すること。

8 不要機器、備品の撤去

システム更新にあたり、更新前の不要機器や備品がある場合、協議のうえ、適正に撤去し、処分すること。また、撤去に伴う撤去跡や損傷等はできる限り修復すること。ただし、既設で利用できるものは、町と協議すること。

9 マニュアルの作成・操作説明・リハーサル・立ち会い

- (1) 設置完了後、操作マニュアルを作成し、提出すること。
- (2) 議会事務局に対し、操作説明会を行うこと。
- (3) 議会事務局が行うリハーサル及び稼働開始日には、システムの操作に精通した者が立ち会うこととし、システムに不備が認められた場合は、正常動作を確認した後の引き渡しとすること。

10 機器の納入と操作説明会の実施期限

令和3年9月議会から運用を開始することから、令和3年8月末日までに議場の音響システムの構築・機器の設置を完了させること。操作説明会及びリハーサルについても、同様に8月末日までに完了させること。

11 納入・納品場所

三戸町役場2階 議場他

12 以下の成果物を提出すること

- (1) 契約関係書類
- (2) 議場音響システム等設計書
- (3) システム機器等構成図、図面
- (4) 各機器の取扱説明書、保証書等をファイリングしたもの
- (5) 竣工図書
- (6) 操作運用マニュアル
- (7) その他、町から指示があったもの

### 13 検査

設置、調整後における機器並びにシステムの稼働については、受託者の立会いのもと検査を実施するものとする。なお、検査に要する一切の経費については受託者の負担とする。

### 14 その他留意事項

本業務は、契約書によるもののほか、本仕様書により行うものとする。なお、受託者は、次の事項に留意して本業務を履行するものとする。

- (1) 本業務に伴い知り得た秘密について、他に漏らさないこと。
- (2) 定められた期間内に本業務を完了するため、作業の円滑化に努めること。
- (3) 本業務の実施に当たり、契約図書及び町の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで最高の技術を発揮するよう努めること。
- (4) 本業務の履行に際しては、安全確保、災害・公害防止、盗難防止等業務の管理に万全を期すとともに、データの漏えい、滅失等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めること。
- (5) 引き渡しを要さない発生材、不要となる機器等は、関係法令に従い受託者の責任において処分すること。
- (6) 本業務の履行に伴い発生する成果物は、全て町に帰属するものとする。
- (7) 本業務は、三戸町議会の閉会中にしか行えない点に留意すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については、町の指示に従うこと。
- (9) 本仕様書に対して疑義が生じた場合は、町との協議のうえ確定するものである。
- (10) 本仕様における要件は最低限のものである。これ以外でも創意工夫を凝らした提案があり、かつ町の導入目的に有効なものがあれば、積極的に提案すること。

(別紙 1)

### 操作制御ソフトウェアの要件について

三戸町議会議場のマイク制御等を行うソフトウェアは、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 制御システムは、下記の機能を有するものとし、町が指示する場所へ設置するものとする。また、各機能はパソコン1台ですべて操作できることができ、省電力、省スペースに努め、システムコントローラーやスイッチャーは不要とするマイク制御システムを使用すること。  
また、将来的にタブレット端末等が導入されることを考慮し、USB等の電源の確保など、これに対応できることを考慮すること。同様にリアルタイムのインターネット配信の導入への対応を考慮すること。
- (2) 発言により自動的にマイクがオンになること。また声の大きさにより自動で音量調整されること。タッチパネルからの操作でもこれが可能であること。
- (3) タッチパネルディスプレイの表示は、本町議会の議場レイアウトに沿って視覚的に見やすく、操作しやすいレイアウトとすること。
- (4) 議員名やその他の出席者名は、発注者で登録・修正が容易にできること。
- (5) 座席レイアウトは複数(5以上)の議場レイアウトの登録が可能で、視覚的に見やすく作成でき、システムを終了させることなく簡単な操作で呼び出し、変更が可能であること。
- (6) 議長席のマイクは常時ONとするが、タッチパネルからOFFにすることが可能なこと。